

副本

令和2年(不)第15号

申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人 プール学院

準備書面 (1)

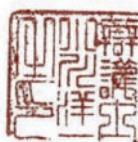
令和2年6月29日

大阪府労働委員会会長 殿

被申立人代理人

弁護士 傑 正市

同(担当) 小川洋一



1 団交場所について

- (1) 被申立人においては、設置校が女子校であることもあり、セキュリティのために原則として部外者の校内立ち入りを断っている。それ故、申立人との団体交渉も生野区民センターにおいて開催する旨の申し入れをしたのである。この理由については、2月17日に説明している。
- (2) 申立人の組合員である非常勤講師は、担当の授業があるときのみ在校しているのであって、必ずしも、校内が団交場所として参加がしやすいというわけでもない。又、2回の団体交渉を行った生野区民センターは、学校から徒歩約5分で行けるところであり、申立人に何らの不利益も与えていない。
- (3) 申立人からの事前折衝の申し入れにつき、申立人が指定した2月17日は、■事務局長は時間がとれるのは1時間であることを明確に回答し、18時30分までであることを約束していただけないのであれば、その日の事前折衝には応じられない旨を2回とも明確に回答しているのに対し、申立人



は、時間が限られていることについて、「そちらが席を立たれたらよい。」などと自分たちは居座る旨を発言して、桜井事務局長を脅迫したのである。このようなことからも、近隣施設での団体交渉を要請したことには、合理性が存するのである。

2 団体交渉の内容について

- (1) 団体交渉において、賃金及び次年度の担当コマ数について、交渉を拒否する発言は行っていない。賃金については、結論として組合の要求には応じられない旨を伝えたが、交渉は誠実に行っている。次年度の担当コマ数については、入学者数が確定しなければ決定できない旨を伝えている。
- (2) 第2回団体交渉の前に甲13号証を各非常勤講師に送付したのは、非常勤講師への説明会及び就業規則変更等についての代表者を選定してもらうことをも予定していた会合が、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため、時間短縮による内容変更（説明会等の不実施）を余儀なくされたため、文書で通知をせざるを得ず、誰が申立人に加入しているか否かが明らかでなく、申立人からも組合員に対して直接連絡を取らないようにとの要請もなかったため、組合員を非組合員よりも不利な立場に置かないために全非常勤講師に送付したものであり、申立人への支配介入の意図など一切持っていない。

以上